

令和9年度（2027年度）

熊本県立高等学校

入学者選抜要項

熊本県教育委員会

令和9年度（2027年度）入学者選抜の主な日程

		事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	前 期 （ 特 色 ） 選 抜	実施届 【高→県】	7月16日（木）まで
		学校独自検査等の細目実施届 【高→県】	9月 4日（金）まで
		成績一覧表提出（県内の中学校のみ） 【中→教育事務所等】	1月 5日（火）～1月 8日（金）
		出願期間 【中→高】	1月20日（水）～1月25日（月）正午
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	1月20日（水）～1月25日（月）正午
		出願者数報告〔専用サイト〕 【高→県】	1月25日（月）13:30まで
		特別配慮承認願 【高→県】	1月26日（火）まで（特別配慮をする場合）
		前期（特色）選抜実施日	2月 2日（火）
		結果の通知〔文書〕 【高→中→本人】	2月 9日（火）
		結果報告〔専用サイト〕 【高→県】	2月 9日（火）9:30まで
		合格者発表	3月12日（金）
全 日 制 課 程	中高一貫教育（連携型） に係る入学者選抜	実施届 【高→県】	10月 8日（木）まで
		課題の通知 【高→中】	10月30日（金）まで
		面接・作文実施届 【高→県】	12月22日（火）まで
		成績一覧表提出（県内の中学校のみ） 【中→教育事務所】	1月 5日（火）～1月 8日（金）
		出願期間 【中→高】	1月20日（水）～1月25日（月）正午
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	1月20日（水）～1月25日（月）正午
		出願者数報告〔専用サイト〕 【高→県】	1月25日（月）13:30まで
		中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜実施日	2月 2日（火）
		結果の通知〔文書〕 【高→中→本人】	2月 9日（火）
		結果報告〔専用サイト〕 【高→県】	2月 9日（火）9:30まで
		合格者発表	3月12日（金）

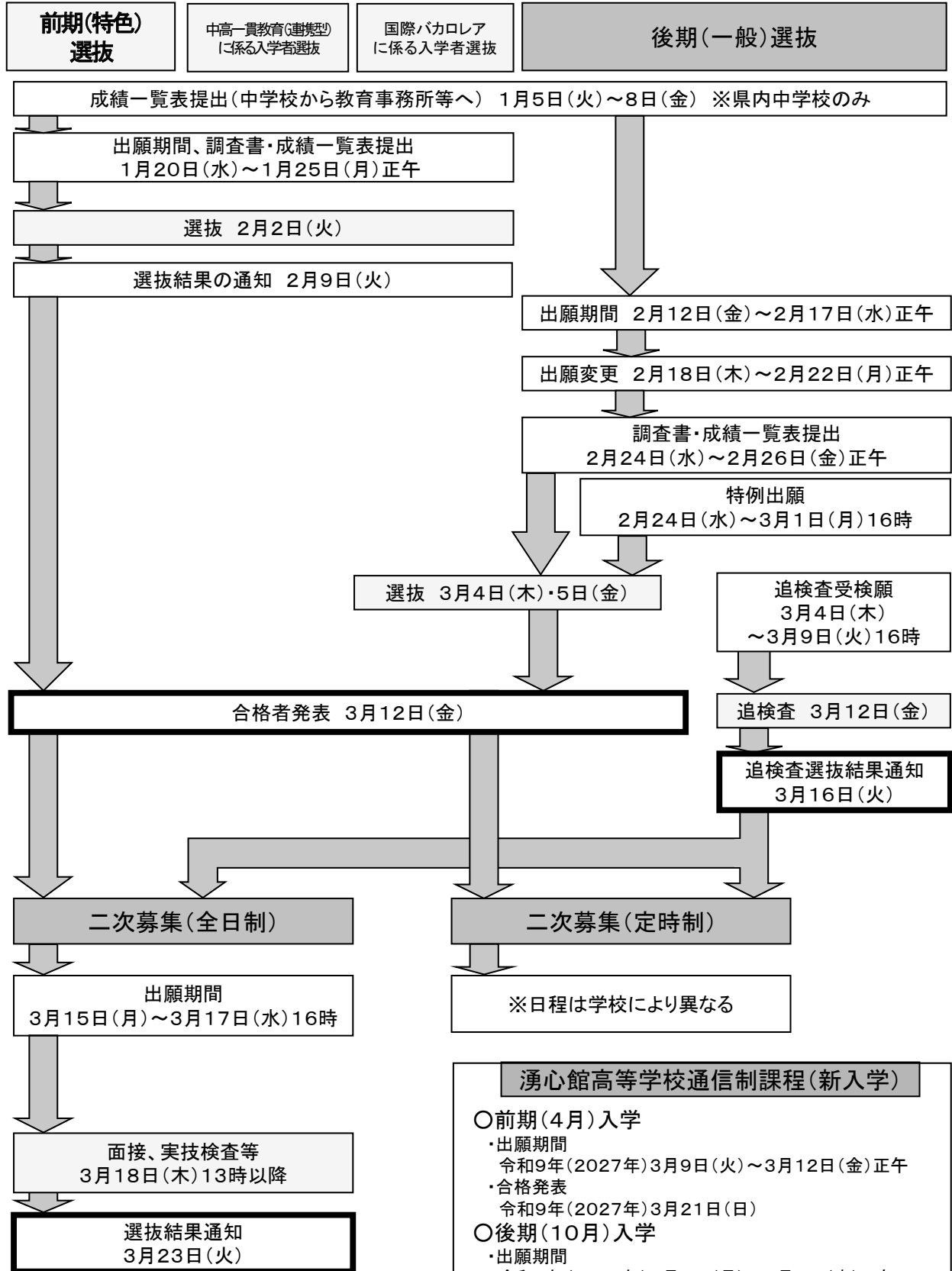
		事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程	国 際 バ カ ロ レ ア に 係 る 入 学 者 選 抜	実施届 【高→県】	8月31日(月)まで
		学校独自検査等の細目実施届 【高→県】	9月 4日(金)まで
		成績一覧表提出(県内の中学校のみ) 【中→教育事務所】	1月 5日(火)～1月 8日(金)
		出願期間 【中→高】	1月20日(水)～1月25日(月)正午
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	1月20日(水)～1月25日(月)正午
		出願者数報告[専用サイト] 【高→県】	1月25日(月)13:30まで
		国際バカロレアに係る入学者選抜実施日	2月 2日(火)
		結果の通知[文書] 【高→中→本人】	2月 9日(火)
		結果報告[専用サイト] 【高→県】	2月 9日(火)9:30まで
		合格者発表	3月12日(金)
		専攻科の入学者選抜要項承認願 【高→県】	7月31日(金)まで
		通信制の入学者選抜要項承認願 【高→県】	9月 9日(水)まで

		事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	後 期 （ 一 般 ） 選 抜	得点の特別処理承認願 【高→県】	9月 9日(水)まで
		実技検査細目実施届 【高→県】	11月13日(金)まで
		成績一覧表提出（県内の中学校のみ） 【中→教育事務所等】	1月 5日(火)～1月 8日(金)
		出願期間 【中→高】	2月12日(金)～2月17日(水)正午
		出願者数報告〔専用サイト〕 【高→県】	2月17日(水)13:30まで
		出願変更	2月18日(木)～2月22日(月)正午
		出願変更報告〔専用サイト〕 【高→県】	2月22日(月)13:30まで
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	2月24日(水)～2月26日(金)正午
		職業教育を主とする専門学科面接・作文実施届 【高→県】	2月12日(金)まで
		海外帰国生徒等の特別措置承認願 【高→県】	2月26日(金)まで(特別措置をする場合)
		特別配慮承認願 【高→県】	2月26日(金)まで(特別配慮をする場合)
		別室受検者用CD（CD-R）枚数報告 〔電子メール〕 【高→県】	① 1回目 12月16日(水)まで ② 2回目 3月 1日(月)まで
		特例出願受付	2月24日(水)～3月 1日(月)16:00
		特例出願者数報告〔電子メール〕 【高→県】	3月 1日(月)16:30まで（出願があった場合）
		定時制における成人特別措置、海外帰国生徒 等の特別措置面接・作文実施届 【高→県】	3月 1日(月)まで(特別措置をする場合)
		後期（一般）選抜実施日	3月 4日(木) 国、理、英、 （面接）、（作文）
			3月 5日(金) 社、数、 （実技検査）、（面接）、（作文）
		実受検者数等報告〔専用サイト〕 【高→県】	3月 5日(金)14:30まで
		合格者発表	3月12日(金)
		合格者数報告〔専用サイト〕 【高→県】	3月12日(金)9:30まで
		入学者選抜結果報告〔電子メール〕 【高→県】	3月26日(金)まで
	追 検 査	追検査受検願提出期間 【中→高】	3月 4日(木)～ 3月 9日(火)16:00
		追検査承認届報告 【高→県】	3月11日(木)
		追検査実施日	3月12日(金)
		追検査選抜結果通知 【高→本人・中】	3月16日(火)
		追検査選抜結果報告〔電子メール〕 【高→県】	3月16日(火)9:30まで

		事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程	二 次 募 集	全日制二次募集面接等実施届提出【高→県】	3月15日(月)まで
		全日制二次募集出願期間【中→高】	3月15日(月)～ 3月17日(水)16:00 (二次募集実施校は3月12日(金)に発表)
		全日制二次募集成績証明書等送付者数報告 [電子メール]【高→県】	3月17日(水)16:30まで
		全日制二次募集出願者数報告[専用サイト] 【高→県】	3月17日(水)16:30まで
		全日制二次募集成績証明書等受領確認報告 [電子メール]【高→県】	3月17日(水)～3月18日(木)正午
		全日制二次募集出願者面接等実施	3月18日(木)13:00以降
		全日制二次募集選抜結果通知【高→本人・中】	3月23日(火)
		全日制二次募集選抜結果報告[専用サイト] 【高→県】	3月23日(火)9:30まで
定 時 制 課 程		定時制二次募集実施要項提出[電子メール] 【高→県】	3月12日(金)10:00まで
		定時制二次募集面接・作文実施届提出 【高→県】	3月15日(月)まで
		定時制二次募集	(二次募集実施校及び日程等は3月12日 (金)に発表)

令和9年度(2027年度)入学者選抜の主な日程

(湧心館高等学校通信制課程を含む)



※ 詳細は入学者選抜要項の本文で確認のこと。

※ 詳細は湧心館高等学校通信制課程入学者選抜要項で確認のこと。

インターネット出願システム入力等の日程

熊本県教育委員会

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願システムを利用したの志願者情報等登録期間（以下、「登録期間」という。）及び入学者選抜手数料の納付期間（以下、「納付期間」という。）を、下記のとおり定める。

記

1 前期（特色）選抜

- | | |
|-------------|---|
| (1) 登録期間 | 令和8年（2026年）12月 1日（火）
～令和9年（2027年） 1月25日（月）正午 |
| (2) 納付期間 | 令和8年（2026年）12月 1日（火）
～令和9年（2027年） 1月25日（月）正午 |
| (3) 出願期間 | 令和9年（2027年） 1月20日（水）
～ 1月25日（月）正午 |
| (4) 受検票印刷期間 | 令和9年（2027年） 1月26日（火）
～ 2月 2日（火） |
| (5) 検査日 | 令和9年（2027年） 2月 2日（火） |
| (6) 選抜結果の通知 | 令和9年（2027年） 2月 9日（火） |
| ※ 合格者発表は、 | 令和9年（2027年） 3月12日（金） |

2 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜

- | | |
|-------------|---|
| (1) 登録期間 | 令和8年（2026年）12月 1日（火）
～令和9年（2027年） 1月25日（月）正午 |
| (2) 納付期間 | 令和8年（2026年）12月 1日（火）
～令和9年（2027年） 1月25日（月）正午 |
| (3) 出願期間 | 令和9年（2027年） 1月20日（水）
～ 1月25日（月）正午 |
| (4) 受検票印刷期間 | 令和9年（2027年） 1月26日（火）
～ 2月 2日（火） |
| (5) 検査日 | 令和9年（2027年） 2月 2日（火） |
| (6) 選抜結果の通知 | 令和9年（2027年） 2月 9日（火） |
| ※ 合格者発表は、 | 令和9年（2027年） 3月12日（金） |

3 国際バカロレアに係る入学者選抜

- | | |
|-------------|---|
| (1) 登録期間 | 令和8年（2026年）12月 1日（火）
～令和9年（2027年） 1月25日（月）正午 |
| (2) 納付期間 | 令和8年（2026年）12月 1日（火）
～令和9年（2027年） 1月25日（月）正午 |
| (3) 出願期間 | 令和9年（2027年） 1月20日（水）
～ 1月25日（月）正午 |
| (4) 受検票印刷期間 | 令和9年（2027年） 1月26日（火）
～ 2月 2日（火） |
| (5) 検査日 | 令和9年（2027年） 2月 2日（火） |

- (6) 選抜結果の通知 令和9年(2027年) 2月 9日(火)
※ 合格者発表は、令和9年(2027年) 3月12日(金)

4 後期(一般)選抜

- (1) 登録期間 令和8年(2026年) 12月 1日(火)
～令和9年(2027年) 2月17日(水) 正午
(2) 納付期間 令和8年(2026年) 12月 1日(火)
～令和9年(2027年) 2月17日(水) 正午
(3) 出願期間 令和9年(2027年) 2月12日(金)
～ 2月17日(水) 正午
(4) 受検票印刷期間 令和9年(2027年) 2月24日(水)
～ 3月 4日(木)
(5) 検査日 令和9年(2027年) 3月 4日(木)・ 5日(金)
(6) 合格者発表 令和9年(2027年) 3月12日(金)

5 後期(一般)選抜の出願変更

- (1) 登録期間 令和9年(2027年) 2月17日(水) 午後4時
～ 2月22日(月) 正午
(2) 納付期間 令和9年(2027年) 2月17日(水) 午後4時
～ 2月22日(月) 正午
(3) 出願期間 令和9年(2027年) 2月18日(木)
～ 2月22日(月) 正午
※ 受検票印刷期間、検査日、合格者発表は、「4 後期(一般)選抜」に同じ。

6 後期(一般)選抜の特例出願

- (1) 登録期間 令和9年(2027年) 2月18日(木)
～ 3月 1日(月) 午後4時
(2) 納付期間 令和9年(2027年) 2月18日(木)
～ 3月 1日(月) 午後4時
(3) 出願期間 令和9年(2027年) 2月24日(水)
～ 3月 1日(月) 午後4時
※ 受検票印刷期間、検査日、合格者発表は、「4 後期(一般)選抜」に同じ。

7 全日制課程の二次募集

- (1) 登録期間 令和9年(2027年) 3月12日(金) 午後1時
～ 3月17日(水) 午後4時
(2) 納付期間 令和9年(2027年) 3月12日(金) 午後1時
～ 3月17日(水) 午後4時
(3) 出願期間 令和9年(2027年) 3月15日(月)
～ 3月17日(水) 午後4時
(4) 受付票印刷期間 令和9年(2027年) 3月17日(水) 午後4時30分
～ 3月23日(火)
(5) 検査日 令和9年(2027年) 3月18日(木) 午後1時以降
(6) 選抜結果の通知 令和9年(2027年) 3月23日(火)

令和 9 年度（2027 年度）
熊本県立高等学校入学者選抜要項

I 前期（特色）選抜

1	趣旨	1
2	実施学科等	1
3	出願資格	1
4	募集人員	2
5	通学区域等	2
6	出願期間	2
7	出願手続等	3
8	選抜	5
9	選抜結果の通知等	6
10	合格者の発表	6
11	不合格者の取扱い	6

II 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜

1	実施高等学校	7
2	出願資格	7
3	募集人員	7
4	出願期間	7
5	出願手続等	7
6	選抜	8
7	選抜結果の通知等	9
8	合格者の発表	9
9	不合格者の取扱い	9

III 国際バカロレアに係る入学者選抜

1	趣旨	10
2	実施学科・コース	10
3	出願資格	10
4	募集人員	10
5	通学区域等	10
6	出願期間	11
7	出願手続等	11
8	選抜	12
9	選抜結果の通知等	13
10	合格者の発表	13
11	不合格者の取扱い	13

Ⅳ 後期（一般）選抜

1	趣旨	1 4
2	実施学科等	1 4
3	出願資格	1 4
4	入学者選抜の方法	1 4
5	募集人員	1 4
6	通学区域等	1 5
7	出願期間	1 5
8	出願手続等	1 6
9	選抜（本検査）	1 9
10	合格者の発表	2 2
11	後期（一般）選抜の追検査	2 2

V 二次募集

〈全日制課程〉

1	実施学科等	2 4
2	出願資格	2 4
3	募集人員	2 4
4	出願期間	2 4
5	出願手続等	2 4
6	選抜	2 5
7	選抜結果の通知等	2 5

〈定時制課程〉

1	実施学科等	2 6
2	出願資格	2 6
3	出願手続等	2 6
4	実施要項	2 6

Ⅵ 県外からの出願及び県外への出願の手続

1	県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する場合	2 7
2	熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合	2 7

Ⅶ 障がい等がある受検者への配慮事項

1	手続の方法等	2 8
2	具体的な配慮	2 8

Ⅷ 海外帰国生徒等の取扱い

1	海外帰国生徒等への配慮事項	2 9
2	後期（一般）選抜における海外帰国生徒等の特別措置	2 9

Ⅸ 郵送による個人情報提供

1	提供する個人情報	3 0
2	提供を希望できる者	3 0
3	提供する期日等	3 0

4	提供を希望する際の手続等	3 0
5	留意事項	3 0

X その他

1	入学者選抜事務処理要項	3 1
2	高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項	3 1
3	中高一貫教育（併設型）に係る当該併設型高等学校への入学について	3 1
4	今後の変更等について	3 1

様式

様式 1-(1)	入学願（前期（特色）選抜）	3 2
様式 1-(2)	入学願（中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜）	3 3
様式 1-(3)	入学願（国際バカロレアに係る入学者選抜）	3 4
様式 2	入学願（後期（一般）選抜）	3 5
様式 3	受検票	3 6
様式 4	写真票	3 6
様式 5	調査書	3 7
様式 6	成績一覧表	4 0
様式 7	前期（特色）選抜の選抜結果通知書	4 2
様式 8	前期（特色）選抜の合格内定通知書	4 3
様式 9	中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の選抜結果通知書	4 4
様式 10	中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の合格内定通知書	4 5
様式 11	国際バカロレアに係る入学者選抜の選抜結果通知書	4 6
様式 12	国際バカロレアに係る入学者選抜の合格内定通知書	4 7
様式 13	定時制課程における成人特別措置申請書	4 8
様式 14	出願変更願（甲）	4 9
様式 15	出願変更願（乙）	5 0
様式 16	後期（一般）選抜の追検査受検願	5 1
様式 17	追検査選抜結果通知書	5 2
様式 18	後期（一般）選抜の追検査選抜結果通知書	5 3
様式 19	入学願（二次募集）	5 4
様式 20	二次募集受付票	5 5
様式 21	後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願	5 6
様式 22	県外公立高等学校入学志願についての証明書	5 7
様式 23	海外帰国生徒等の特別措置適用申請書	5 8
様式 24	郵送による個人情報の提供希望願	5 9

付表

	熊本県立高等学校の通学区域に関する規則	6 0
--	---------------------	-----

令和 9 年度（2027 年度） 熊本県立高等学校入学者選抜要項

この要項は、令和 9 年度（2027 年度）熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

I 前期（特色）選抜

1 趣旨

- (1) 受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- (2) 実施する学校においては、それぞれの特色に応じた選抜を行うことで、特色化を積極的に進める。

2 実施学科等

実施学科については次のア～エのいずれかに該当するもののうち、希望する学科・コース（コースとは第 1 学年から定員を定めて募集するものをいう。）。ただし、中高一貫教育（連携型）を行う高等学校及び国際バカロレアディプロマ・プログラムを行う学科・コースを除く。

ア 普通科のコース

イ 専門学科

ウ 総合学科

エ スーパーグローバルハイスクール指定校のすべての学科

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の(1)、(2)とともに満たしていることを在学又は出身中学校等の校長（以下、「出身中学校長」という。）が確認した者で、かつ、(3)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前期（特色）選抜において、各高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者
- (2) 合格した場合は、必ず入学する者
- (3) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和 9 年（2027 年）3 月に卒業見込みの者
- (4) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 9 年（2027 年）3 月に修了見込みの者
- (5) 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められた者
（以下、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を「中学校」という。ただし、Ⅱ中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜を除く。）

4 募集人員

募集定員の70パーセント以内の範囲で当該高等学校長が定める。

ただし、熊本市に所在する高等学校においては、募集定員の50パーセント以内の範囲で当該高等学校長が定める。

5 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例等は、次のとおりとする。

- (1) スーパーグローバルハイスクール指定校のコースを除く普通科、大津高等学校理数科及び上天草高等学校普通科グローバル文理コースについては、通学区域外（以下、「学区外」という。）の出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の13パーセント以内とする。ただし、人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。
- (2) 学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の5パーセント以内とする。ただし、次のア、イについては、この限りでない。
 - ア 募集人員の5パーセント以内の人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。
 - イ 県境の市町村に所在する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、高等学校が所在する市町村と隣接する県外の市町村に保護者の生活の本拠がある出願者に入学を許可し得る数を、次の(ア)、(イ)により変更することができる。
 - (ア) スーパーグローバルハイスクール指定校のコースを除く普通科については、募集人員の13パーセント以内の範囲で変更することができる。
 - (イ) 上記(ア)以外の学科・コースについては、募集人員の20パーセント以内の範囲で変更することができる。
- (3) (1)、(2)にかかわらず、特色のある学科・コースを設置する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、当該の学科・コースへの学区外からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の40パーセント以内の範囲で変更することができる。なお、特色のある学科・コースとは、教育課程が全国あるいは九州で特色のある学科・コースのことをいう。
- (4) (2)のイ及び(3)における変更内容については、各高等学校が作成する募集要項等によって周知することとする。
- (5) 前期（特色）選抜における通学区域内（以下、「学区内」という。）の受検者数が募集人員を超えていない場合、前期（特色）選抜における募集人員内において、学区外の出願者について、(1)～(3)で設定された人員の上限を超えて入学を許可することができる。

6 出願期間（「インターネット出願システム入力等の日程」も参照のこと。）

出願期間は、令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）正午までとする。

志願者がインターネット出願システムにおける出願サイト（以下、「出願サイト」という。）への所定事項の入力及び入学者選抜手数料の支払いを行い、出身中学校長が、インターネット出願システムにおける中学校等用の出願管理サイト（以下、「中学校等

専用サイト」という。)を通じ、承認を行った時点で「出願」とみなす。

7 出願手続等（詳細については、別途「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。）

※ 「インターネット出願の手引き」等は熊本県教育委員会及び各高等学校のホームページに掲載する。

(1) 志願者情報等登録

志願者は、令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）1月25日（月）正午までに、出願しようとする高等学校のホームページから出願サイトにアクセスし、所定事項の入力等を行う。

(2) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の(ア)～(エ)を出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。なお、(ア)～(ウ)については、上記(1)において入力等を行ったデータにより自動的に作成され、直接提出される。また、(エ)については、出願サイトを通じて電子データを提出する。（※ (ア)～(エ)については、紙媒体の提出は不要。）

(ア) 入学願（様式1-(1)に準拠して各高等学校長が定める。）

a 学区内、学区外の確認が必要なコースを除く普通科に出願する者は、入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄を、記入すること。それ以外の学科・コースに出願する者については、入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入を要しない。

b 入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、次のとおりとする。

(a) 「生活の本拠」欄は番地等の記入を要しない。

(b) 事情がある場合は記入を要しない。なお、出身中学校長は出願期間内に出願先の高等学校長に説明をするものとする。

c 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。なお、6の承認をもって証明に代えるため、出身中学校長の職印は要しない。

d 志願先の高等学校の学区外の中学校出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を出願期間内に文書で提出しなければならない。

e 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(イ) 受検票（様式3）

(ウ) 写真票（様式4）

上記(1)において、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真を、写真票用データとして登録（アップロード）する。なお、登録するデータは、令和8年（2026年）9月以降に撮影したもので、脱帽、正面、上半身のものとする。

(エ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式22）

県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する者は、県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付しなければならない。

(オ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とし、令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）1月25

日（月）正午までに出願サイトを通じて納付する。

なお、納付に係る事務手数料は出願者の負担とし、一旦納付した入学者選抜手数料及び事務手数料は理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)～(エ)のほか、次の書類を出願先の高等学校長に紙媒体で提出する。

(ア) 調査書（様式5）

- a 出身中学校長は、調査書委員会を設け、記載内容を生徒指導要録と照合の上審査を行い、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- b 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照の上、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
- c 出身中学校長は、調査書を令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）までに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は、正午までとする。
- d 令和8年（2026年）3月以前に中学校を卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。

なお、令和3年（2021年）3月以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

(イ) 成績一覧表（様式6）

- a 県内の出身中学校長は、県教育委員会が作成した入力用ファイルを用いて、出願者の属する学年全員の成績一覧表を令和8年（2026年）12月31日（木）現在で作成し、令和9年（2027年）1月5日（火）から1月8日（金）までに、当該教育事務所に（ただし、熊本市立中学校、山鹿市立中学校及び国・県・私立中学校の校長は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長に）提出して、証明を受けなければならない。提出する成績一覧表の部数は、前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜、国際バカロレアに係る入学者選抜及び後期（一般）選抜に出願予定の高等学校数に3部を加えた数とする。（入力用ファイルの配付等については、別途通知する。）

出身中学校長は、証明を受けた成績一覧表を令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）までに、出願先の高等学校長に1部提出しなければならない。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は、正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。なお、証明済みの成績一覧表1部を学校に保管すること。

- b 各教育事務所長は、出身中学校長から提出され、証明した成績一覧表1部を令和9年（2027年）1月26日（火）までに、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長に提出しなければならない。なお、成績一覧表1部は保管すること。
- c 令和8年（2026年）3月以前の卒業者に関する成績一覧表については、過去に当該教育事務所長等に審査、証明を受けたものの写しに出身中学校長による原本証明をしたものでもよい。この場合は、当該教育事務所長等への提出を省略するものとする。なお、令和3年（2021年）3月以前に中学校を卒業した者については、成績一覧表を作成する必要はない。
- d 熊本県外の出身中学校長は、成績一覧表を令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）までに、熊本県教育委員会（熊本市中央区水前

寺 6 丁目 1 8 番 1 号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛て）及び出願先の高等学校長に各 1 部提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日を除く。なお、詳細については、Ⅵ県外からの出願及び県外への出願の手続を参照のこと。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(エ)を受理した場合は、出願サイトを通じて受検票を交付する。

(3) 出願の制限

出願は、公立学校のうち、1 校 1 学科・コース限りとする。第 2 志望を申し出ることはできない。

(4) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(5) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、令和 9 年（2027 年）1 月 26 日（火）から 2 月 3 日（水）正午までに、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(6) インターネット出願ができない場合

インターネット環境が整わない等のやむを得ない事情により、インターネット出願ができない志願者は志願する高等学校へ問い合わせること。

8 選抜

(1) 実施日

令和 9 年（2027 年）2 月 2 日（火）

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査内容

ア 高等学校長は、学校独自検査の中から選抜方法を定める（複数の組合せも可。）。

イ 学校独自検査とは、面接、小論文、実技検査、実験、自己表現、小・中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、学校が独自に行う検査をいう。ただし、学力検査は実施しない。

ウ 募集人員が募集定員の 50 パーセントを超える高等学校は、以下の A 群と B 群からそれぞれ 1 つ以上の検査を実施する。

A 群：面接、実技検査など

B 群：小論文、実験、自己表現、小・中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど

(4) 選抜方法

ア 高等学校長は、入学者の選抜に当たって自校が重視する観点に沿って、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。

イ 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び各高等学校が実施した学校独自検査の結果を資料として総合的な判断のもとに行う。

ウ 選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(5) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(6) 前期（特色）選抜委員会の設置

高等学校長は、あらかじめ前期（特色）選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

(7) 受検者の携帯品

受検者は、受検票（令和9年（2027年）1月26日（火）から2月2日（火）までの間に願サイトを通じて印刷する。）、筆記用具、消しゴム及び前期（特色）選抜に必要な用具を持参すること（前期（特色）選抜に必要な用具は、出願先の高等学校長が定めて示す。）。ただし、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話及びスマートフォン等）、電子機器類（タブレット端末、ICレコーダー及び音楽プレーヤー等）、ウェアラブル端末（スマートウォッチ及びスマートグラス等）等、検査上公正を欠くものの検査を実施する教室（実技検査を実施する場所も含む。）への持ち込みは許さない。

(8) その他

ア 高等学校長は、前期（特色）選抜で自校が重視する観点、募集人員、検査内容、選抜方法等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。

イ 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

9 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和9年（2027年）2月9日（火）に、当該高等学校長から出身中学校長に通知（様式7）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知（様式8）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の出身中学校長又はその代理者に手交することができる。

10 合格者の発表

令和9年（2027年）3月12日（金）に、後期（一般）選抜の合格者と同時に、受検番号で発表する。各高等学校における掲示の発表は行わず、特設Webページで発表する。詳細については、別途通知するとともに県教育委員会のホームページに掲載する。

11 不合格者の取扱い

選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期（一般）選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。

Ⅱ 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜

1 実施高等学校

中高一貫教育（連携型）を行う県立小国高等学校

2 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和9年（2027年）3月に、当該高等学校との間で中高一貫教育（連携型）を行っている中学校を卒業する見込みの者で、合格した場合必ず入学する者
- (2) 中高一貫教育（連携型）を行っている中学校での学習を踏まえ、当該高等学校における学習に対する意欲と目的意識を持っている者

3 募集人員

当該高等学校の募集定員の範囲内で当該高等学校長が定める。

4 出願期間（「インターネット出願システム入力等の日程」も参照のこと。）

出願期間は、令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）正午までとする。

志願者が、出願サイトへの所定事項の入力及び入学者選抜手数料の支払いを行い、在学する中学校長が、中学校等専用サイトを通じ、承認を行った時点で「出願」とみなす。

5 出願手続等（詳細については、別途「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。）

※ 「インターネット出願の手引き」等は熊本県教育委員会及び各高等学校のホームページに掲載する。

(1) 志願者情報等登録

志願者は、令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）1月25日（月）正午までに、出願しようとする高等学校のホームページから出願サイトにアクセスし、所定事項の入力等を行う。

(2) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の(ア)～(エ)を在学する中学校長を経由して当該高等学校長に提出する。なお、(ア)～(ウ)については、上記(1)において入力等を行ったデータにより自動的に作成され、直接提出される。（※ (ア)～(ウ)については、紙媒体の提出は不要。）

(ア) 入学願（様式1-(2)に準拠して当該高等学校長が定める。）

（※ I 前期（特色）選抜7の(2)のアの(ア)を参照のこと。）

(イ) 受検票（様式3）

(ウ) 写真票（様式4）

(※ I 前期(特色)選抜7の(2)のアの(ウ)を参照のこと。)

(エ) 当該高等学校長が課した課題

(オ) 入学者選抜手数料

(※ I 前期(特色)選抜7の(2)のアの(オ)を参照のこと。)

イ 中学校長による手続

在学する中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)～(エ)のほか、次の書類を当該高等学校長に紙媒体で提出する。

(ア) 調査書(様式5)

(※ I 前期(特色)選抜7の(2)のイの(ア)を参照のこと。)

(イ) 成績一覧表(様式6)

(※ I 前期(特色)選抜7の(2)のイの(イ)を参照のこと。)

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(エ)を受理した場合は、出願サイトを通じて受検票を交付する。

(3) 出願の制限

ア 出願先は、在学する中学校との間で中高一貫教育(連携型)を行っている県立小国高等学校のみとする。

イ 熊本県立高等学校入学者選抜の前期(特色)選抜及び国際バカロレアに係る入学者選抜との併願はできないものとする。

(4) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(5) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、令和9年(2027年)1月26日(火)から2月3日(水)正午までに、本人、保護者及び在学する中学校長連署の上、文書で当該高等学校長に届け出なければならない。(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

(6) インターネット出願ができない場合

インターネット環境が整わない等のやむを得ない事情により、インターネット出願ができない志願者は当該高等学校へ問い合わせること。

6 選抜

(1) 実施日

令和9年(2027年)2月2日(火)

(2) 検査場

検査場は、当該高等学校とする。

(3) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(4) 検査内容

ア 面接

面接は、出願者全員に対して、当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

イ 作文

(ア) 作文（４００字、３０分）は、出願者全員に対して、出願した高等学校で行うことができる。

(イ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等について十分検討するものとする。

(5) 選抜方法

ア 入学者の選抜

入学者の選抜は、在学する中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。

なお、課題については、当該高等学校長は令和８年（２０２６年）１０月３０日（金）までに在学する中学校長に通知する。

イ 選抜基準

選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(6) その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

7 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和９年（２０２７年）２月９日（火）に、当該高等学校長から在学する中学校長に通知（様式９）するとともに、合格内定者に対しては、在学する中学校長をとおして本人に通知（様式１０）する。

ただし、選抜結果の通知書は、在学する中学校長又はその代理者に手交することができる。

8 合格者の発表

令和９年（２０２７年）３月１２日（金）に、後期（一般）選抜の合格者と同時に、受検番号で発表する。当該高等学校における掲示の発表は行わず、特設Ｗｅｂページで発表する。詳細については、別途通知するとともに県教育委員会のホームページに掲載する。

9 不合格者の取扱い

選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期（一般）選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。

Ⅲ 国際バカロレアに係る入学者選抜

1 趣旨

- (1) 受検者の課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応するための能力等について優れた面を積極的に評価する。
- (2) 実施する学校においては、国際バカロレアの理念に応じた入学者選抜を行うことで、グローバル人材の育成を積極的に進める。

2 実施学科・コース

国際バカロレアディプロマ・プログラムを行う県立八代高等学校普通科国際バカロレアコース

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の(1)、(2)とともに満たしていることを出身中学校等の校長が確認した者で、かつ、(3)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国際バカロレアに係る入学者選抜において、当該高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者
- (2) 合格した場合は、必ず入学する者
- (3) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和9年（2027年）3月に卒業見込みの者（ただし、県立八代中学校を令和9年（2027年）3月に卒業見込みの者を除く。）
- (4) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年（2027年）3月に修了見込みの者
- (5) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められた者

4 募集人員

当該学科・コースの募集定員の範囲内で当該高等学校長が定める。

5 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例等は、次のとおりとする。

- (1) 学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の5パーセント以内とする。ただし、募集人員の5パーセント以内の人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。
- (2) (1)にかかわらず、当該高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、当該学科・コースへの学区外からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の40パーセント以内の範囲で変更することができる。

- (3) (2)における変更内容については、当該高等学校が作成する募集要項等によって周知することとする。
- (4) 国際バカロレアに係る入学者選抜における学区内の受検者数が募集人員を超えていない場合、当該選抜における募集人員内において、学区外の出願者について、(1)及び(2)で設定された人員の上限を超えて入学を許可することができる。

6 出願期間（「インターネット出願システム入力等の日程」も参照のこと。）

出願期間は、令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）正午までとする。

志願者が、出願サイトへの所定事項の入力及び入学者選抜手数料の支払いを行い、出身中学校長が、中学校等専用サイトを通じ、承認を行った時点で「出願」とみなす。

7 出願手続等（詳細については、別途「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。）

※ 「インターネット出願の手引き」等は熊本県教育委員会及び当該高等学校のホームページに掲載する。

(1) 志願者情報等登録

志願者は、令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）1月25日（月）正午までに、出願しようとする高等学校のホームページから出願サイトにアクセスし、所定事項の入力等を行う。

(2) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の(ア)～(エ)を出身中学校長を経由して当該高等学校長に提出する。なお、(ア)～(ウ)については、上記(1)において入力等を行ったデータにより自動的に作成され、直接提出される。また、(エ)については、出願サイトを通じて電子データを提出する。（※ (ア)～(エ)については、紙媒体の提出は不要。）

(ア) 入学願（様式1-(3)に準拠して当該高等学校長が定める。）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(ア)を参照のこと。）

(イ) 受検票（様式3）

(ウ) 写真票（様式4）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(ウ)を参照のこと。）

(エ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式22）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(エ)を参照のこと。）

(オ) 入学者選抜手数料

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(オ)を参照のこと。）

イ 中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)～(エ)のほか、次の書類を当該高等学校長に紙媒体で提出する。

(ア) 調査書（様式5）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のイの(ア)を参照のこと。）

(イ) 成績一覧表（様式6）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のイの(イ)を参照のこと。）

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(エ)を受理した場合は、出願サイトを通

じて受検票を交付する。

(3) 出願の制限

ア 出願先は、国際バカロレアディプロマ・プログラムを行う県立八代高等学校普通科国際バカロレアコースのみとする。

イ 熊本県立高等学校入学者選抜の前期（特色）選抜及び中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜との併願はできないものとする。

(4) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(5) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、令和9年（2027年）1月26日（火）から2月3日（水）正午までに、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で当該高等学校長に届け出なければならない。（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

(6) インターネット出願ができない場合

インターネット環境が整わない等のやむを得ない事情により、インターネット出願ができない志願者は当該高等学校へ問い合わせること。

8 選抜

(1) 実施日

令和9年（2027年）2月2日（火）

(2) 検査場

検査場は、当該高等学校とする。

(3) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(4) 検査内容

学校独自検査とする。なお、学力検査は実施しない。

(5) 選抜方法

ア 高等学校長は、入学者の選抜に当たって自校が重視する観点に沿って、受検者の課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応するための能力等について優れた面を積極的に評価する。

イ 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び当該高等学校が実施した学校独自検査の結果を資料として総合的な判断のもとに行う。

ウ 選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(6) 国際バカロレアに係る入学者選抜委員会の設置

高等学校長は、あらかじめ国際バカロレアに係る入学者選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

(7) 受検者の携帯品

受検者は、受検票（令和9年（2027年）1月26日（火）から2月2日（火）までの間に出願サイトを通じて印刷する。）、筆記用具、消しゴム及び国際バカロレアに係る入学者選抜に必要な用具を持参すること（国際バカロレアに係る入学者選抜に必要な用具は、当該高等学校長が定めて示す）。ただし、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話及びスマートフォン

等）、電子機器類（タブレット端末、ＩＣレコーダー及び音楽プレーヤー等）、ウェアラブル端末（スマートウォッチ及びスマートグラス等）等、検査上公正を欠くものの検査を実施する教室（実技検査を実施する場所も含む。）への持ち込みは許さない。

(8) その他

ア 高等学校長は、国際バカロレアに係る入学者選抜で自校が重視する観点、募集人員、検査内容、選抜方法等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。

イ 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

9 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和９年（２０２７年）２月９日（火）に、当該高等学校長から出身中学校長に通知（様式１１）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知（様式１２）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出身中学校長又はその代理者に手交することができる。

10 合格者の発表

令和９年（２０２７年）３月１２日（金）に、後期（一般）選抜の合格者と同時に、受検番号で発表する。当該高等学校における掲示の発表は行わず、特設Ｗｅｂページで発表する。詳細については、別途通知するとともに県教育委員会のホームページに掲載する。

11 不合格者の取扱い

選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期（一般）選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。

Ⅳ 後 期 （ 一 般 ） 選 抜

1 趣 旨

受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

2 実施学科等

全日制課程及び定時制課程の全学科・コース。ただし、国際バカロレアディプロマ・プログラムを行う学科・コースを除く。

3 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜又は国際バカロレアに係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和9年（2027年）3月に卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年（2027年）3月に修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じ、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績を選抜の主たる資料とする。
- (3) 定時制課程の志願者で、満18歳以上の者（平成21年（2009年）4月1日以前に生まれた者。）のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施する（以下、「成人特別措置」という。）。
- (4) 美術科（マンガ学科を含む。）並びに普通科の美術コース、美術工芸コース、芸術コース及びスポーツコース並びにみらい創造科のスポーツ健康科学コースへの出願者に対しては、実技検査を実施することができる。
- (5) 高等学校長は、職業教育を主とする専門学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (6) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

5 募集人員

募集人員は、募集定員から前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数とする。なお、中高一貫教育（連携型）を行う高等学校において定員が充足した場合は、若干名を募集人員とする。また、中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数及

び国際バカロレアに係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数とする。

6 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例等は、次のとおりとする。

- (1) コースを除く普通科、大津高等学校理数科及び上天草高等学校普通科グローバル文理コースについては、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の13パーセント以内とする。ただし、人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。
- (2) 学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の5パーセント以内とする。ただし、次のア、イについては、この限りでない。
 - ア 募集人員の5パーセント以内の人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。
 - イ 県境の市町村に所在する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、高等学校が所在する市町村と隣接する県外の市町村に保護者の生活の本拠がある出願者に入学を許可し得る数を、次の(ア)、(イ)により変更することができる。
 - (ア) コースを除く普通科については、募集人員の13パーセント以内の範囲で変更することができる。
 - (イ) 上記(ア)以外の学科・コースについては、募集人員の20パーセント以内の範囲で変更することができる。
- (3) (1)、(2)にかかわらず、特色のある学科・コースを設置する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、当該の学科・コースへの学区外からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の40パーセント以内の範囲で変更することができる。なお、特色のある学科・コースとは、教育課程が全国あるいは九州で特色のある学科・コースのことをいう。
- (4) (2)のイ及び(3)における変更内容については、各高等学校が作成する募集要項等によって周知することとする。
- (5) 後期（一般）選抜における学区内の受検者数が募集人員を超えていない場合、後期（一般）選抜における募集人員内において、学区外の出願者について、(1)～(3)で設定された人員の上限を超えて入学を許可することができる。

7 出願期間（「インターネット出願システム入力等の日程」も参照のこと。）

- (1) 出願期間は、令和9年（2027年）2月12日（金）から2月17日（水）正午までとする。

志願者が、出願サイトへの所定事項の入力及び入学者選抜手数料の支払いを行い、出身中学校長が、中学校等専用サイトを通じ、承認を行った時点で「出願」とみなす。
- (2) 県外からの出願においても出願期間は(1)に示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によってこの期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに志願先の高等学校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学することが確認できることを条件に、特例として令和9年（2027年）2月24日（水）から3月1日（月）午後4時まで受け付ける。ただし、紙媒体での書類の提出については、土曜日及び日曜日を除く。なお、この場合、やむを得ない事情のため令

和9年（2027年）2月17日（水）までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

8 出願手続等（詳細については、別途「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。）

※ 「インターネット出願の手引き」等は熊本県教育委員会及び各高等学校のホームページに掲載する。

(1) 志願者情報等登録

志願者は、令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）2月17日（水）正午までに、出願しようとする高等学校のホームページから出願サイトにアクセスし、所定事項の入力等を行う。

(2) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の(ア)～(カ)を出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。なお、(ア)～(ウ)については、上記(1)において入力等を行ったデータにより自動的に作成され、直接提出される。また、(エ)～(カ)については、出願サイトを通じて電子データを提出する。（※ (ア)～(カ)については、紙媒体の提出は不要。）

(ア) 入学願（様式2に準拠して各高等学校長が定める。）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(ア)を参照のこと。）

(イ) 受検票（様式3）

(ウ) 写真票（様式4）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(ウ)を参照のこと。）

(エ) 定時制課程における成人特別措置申請書（様式13）

成人特別措置（※ 4の(3)を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、成人特別措置申請書を添付しなければならない。

(オ) 海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式23）

海外帰国生徒等の特別措置（※ VIII海外帰国生徒等の取扱い2を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、特別措置適用申請書を添付しなければならない。

(カ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式22）

（※ I前期（特色）選抜7の(2)のアの(エ)を参照のこと。）

イ 入学者選拔手数料

入学者選拔手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とし、令和8年（2026年）12月1日（火）から令和9年（2027年）2月17日（水）正午までに出席サイトを通じて納付する。

なお、納付に係る事務手数料は出願者の負担とし、一旦納付した入学者選拔手数料及び事務手数料は理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)～(カ)のほか、次の書類を出願先の高等学校長に紙媒体で提出する。

(ア) 調査書（様式5）

a I前期（特色）選抜7の(2)のイの(ア)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、調査書を令和9年（2027年）2月24日（水）から2月26日（金）までに提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

b 前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選拔又は国際バカロレアに係る入学者選拔の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、調

査書の提出を省略するものとする。

(イ) 成績一覧表（様式 6）

- a I 前期（特色）選抜 7 の (2) のイの (イ) を参照のこと。ただし、出身中学校長は、成績一覧表を令和 9 年（2027 年）2 月 24 日（水）から 2 月 26 日（金）までに提出するものとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は正午までとする。
- b 前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜又は国際バカロレアに係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、成績一覧表の提出を省略するものとする。
- c 県外の出身中学校長は、熊本県教育委員会（熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛て）及び出願先の高等学校長に、成績一覧表を令和 9 年（2027 年）2 月 24 日（水）から 2 月 26 日（金）までに各 1 部提出しなければならない。なお、様式については、当該教育事務所長等の証明が不要なため、県教育委員会ホームページに掲載する県外中学校出身者用の様式を使用すること。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの (ア)～(カ) を受理した場合は、出願サイトを通じて受検票を交付する。

(3) 出願の制限

出願は、1 校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(4) の「出願変更」及び (5) の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等学校への出願を取り下げて、別の高等学校に出願することも含む。）も認めない。

(4) 出願変更

ア 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1 回に限り変更することができる。

イ 出願変更期間は、令和 9 年（2027 年）2 月 18 日（木）から 2 月 22 日（月）正午までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

(ア) 異なる県立高等学校に出願変更する場合

※ 次の手続を、出願システムを通じて行う。詳細は「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。

- a 出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式 14）及び「出願変更願（乙）」（様式 15）を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」を受け取る。
- b 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

(イ) 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合（同じ高等学校の本校分校間の変更及び第 2 志望の追加等も含む。）

※ 次の手続を、出願システムを通じて行う。詳細は「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。

出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」と新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、受検票の交付を受ける。

(ウ) 熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校に出願変更する場合

※ 様式１４及び１５は県教育委員会のホームページからダウンロードし、紙媒体で作成すること。

a 出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式１４）及び「出願変更願（乙）」（様式１５）を紙媒体で提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」を受け取る。（「出願変更願（甲）」は、出願変更前の高等学校で保管する。）

b 受領後の手続については、熊本市立高等学校入学者選抜要項参照のこと。

(エ) 熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校に出願変更する場合

※ 様式１４及び１５は県教育委員会のホームページからダウンロードし、紙媒体で作成すること。

※ 出願サイトを通じて行う手続については、「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。

a 出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式１４）及び「出願変更願（乙）」（様式１５）を紙媒体で提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」を受け取る。（「出願変更願（甲）」は、出願変更前の高等学校で保管する。）

b 出願変更したい者は、令和９年（２０２７年）２月１７日（水）午後４時から２月２２日（月）正午までに、出願変更先の高等学校のホームページから出願サイトにアクセスし、所定事項の入力等を行う。

c aで受け取った「出願変更願（乙）」、入学願、受検票及び写真票を、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、出願サイトを通じて受検票の交付を受ける。なお、「出願変更願（乙）」は紙媒体で、入学願、受検票及び写真票については、出願サイトを通じて提出する。

エ 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

出 願 変 更 の 区 分	入学者選抜手数料の納付
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納付する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	先に納付した入学者選抜手数料との差額（１，２５０円）を納付すること。
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料の全額を納付すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

納付する必要がある場合には、令和９年（２０２７年）２月１７日（水）午後４時から２月２２日（月）正午までに、出願サイトを通じて納付すること。なお、納付に係る事務手数料は出願者の負担とし、一旦納付した入学者選抜手数料及び事務手数料は理由のいかんを問わず返付しない。

(5) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願を

しない場合をいう。)

出願取消しの場合は、令和9年(2027年)2月24日(水)から3月3日(水)午後4時までに、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

(6) インターネット出願ができない場合

インターネット環境が整わない等のやむを得ない事情により、インターネット出願ができない志願者は志願する高等学校へ問い合わせること。

9 選抜(本検査)

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

令和9年(2027年)3月4日(木)及び5日(金)の両日、午前10時から実施する。

イ 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

ウ 検査の実施

(ア) 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

(イ) 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

エ 学力検査問題

(ア) 検査教科、検査時間及び配点等

a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。

b 検査時間は、各教科とも50分とする。

c 配点は、各教科とも50点とする。

(イ) 学力検査問題の作成及び検査の実施

学力検査は、問題を県教育委員会が作成し実施する。

(ロ) 学力検査時間割

第1日 3月4日(木) ※ 集合時刻については各高等学校の募集要項による。

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	理科	11:10	12:00	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月5日(金)

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:10	12:00	50

オ 得点の特別処理

(ア) 単独での選抜を実施する理数科(サイエンス情報科を含む。)及び普通科の理

数コースにおいては、数学の得点を2倍にして処理する。また、理科の得点を2倍にして処理することができる。

(イ) 英語科並びに普通科の英語コース及び国際コースにおいては、英語の得点を2倍にして処理する。

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、学科の特性に応じた教科の得点を2倍にして処理することができる。

(エ) 全日制の単位制高等学校（総合学科を含む。）においては、次のa、bのいずれかを選択することができる。

a 5教科の中で、得点が高い方から2教科の得点を2倍にして処理する。

b 5教科の中で、受検者があらかじめ申告した2教科の得点を2倍にして処理する。

カ 選抜の手順

選抜は、次の手順による。

(ア) 各受検者について、学力検査を行った5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。なお、上記オの得点の特別処理を適用する学科・コースにおいては、当該教科の検査得点を2倍して、他の教科の検査得点と合計し、合計点の高い順に順位をつける。

(イ) 調査書の評定については、次のa～cの手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。

a 学力検査を行う5教科（国語、社会、数学、理科、英語）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その合計点を、学力検査の得点を用いて補正する。（別表を参照）

【別表】

得点 評定 の合計点	50 48	47 45	44 42	41 39	38 36	35 33	32 30	29 27	26 24	23 21	20 18	17 15	14 12	11 9	8 6	5 3	2 0
20	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12
19	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12
18	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
17	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
16	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10
15	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10
14	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
13	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
12	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
11	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8
10	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7
9	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7
8	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6
7	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6
6	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
5	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5
4	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4

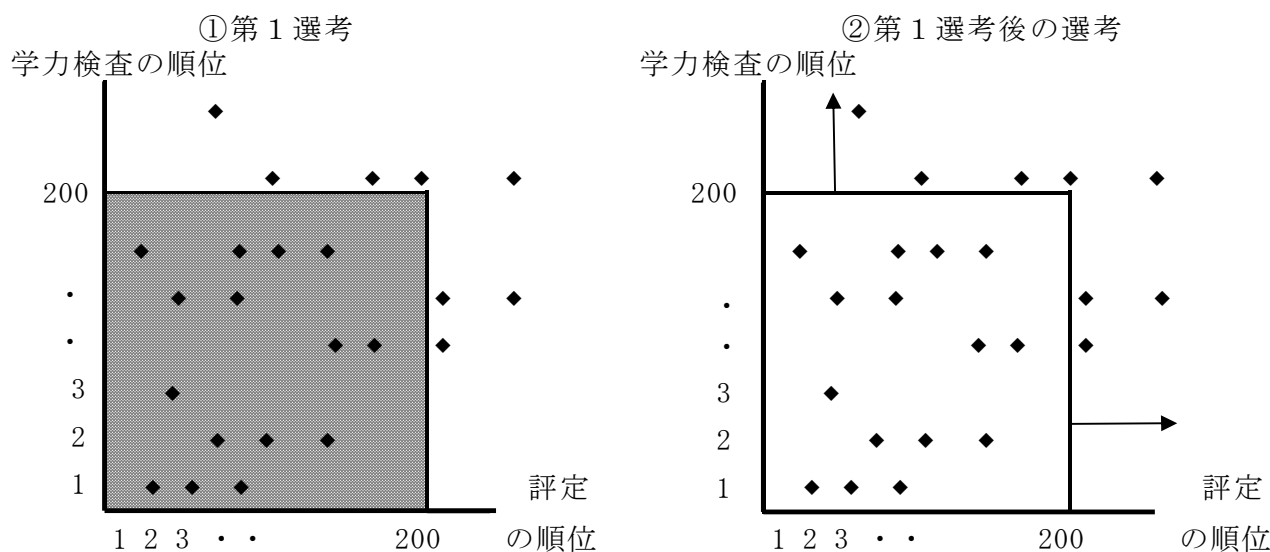
b 学力検査を行わない4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計する。

c aで補正した5教科の合計点に、bの4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

(ウ) 受検者の中で、(ア)の学力検査の順位、(イ)の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。

(エ) 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、各高等学校長は、選考の選抜基準を定め、第1選考の合格者以外の者の中から残りの合格者を決定する。

(参考) 募集人員が200人の場合の例



※ 選抜基準は各高等学校で定める。

キ 受検者の携帯品

受検者は、受検票（令和9年（2027年）2月24日（水）から3月4日（木）までの間に、出願サイトを通じて印刷する。）、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス及び実技検査に必要な用具を持参すること。ただし、三角定規、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話及びスマートフォン等）、電子機器類（タブレット端末、ICレコーダー及び音楽プレーヤー等）、ウェアラブル端末（スマートウォッチ及びスマートグラス等）等、検査上公正を欠くものの検査を実施する教室（実技検査を実施する場所も含む。）への持ち込みは許さない。

(2) 作文、面接及び実技検査

ア 作文

- (ア) 定時制課程における成人特別措置により作文を実施する場合は、当該高等学校において、令和9年（2027年）3月5日（金）に実施する。
- (イ) 海外帰国生徒等の特別措置により作文を実施する場合は、当該高等学校において、令和9年（2027年）3月4日（木）又は5日（金）のいずれか、当該高等学校長が定める日に実施する。
- (ウ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。
- (エ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等については十分検討するものとする。

イ 面接

- (ア) 職業教育を主とする専門学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施する場合は、当該高等学校において、令和9年（2027年）3月5日（金）に実施する。
- (イ) 海外帰国生徒等の特別措置により面接を実施する場合は、当該高等学校において、令和9年（2027年）3月4日（木）又は5日（金）のいずれか、当該高等学校長が定める日に実施する。
- (ウ) 面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

ウ 実技検査

実技検査を実施する場合は、令和9年（2027年）3月5日（金）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。

10 合格者の発表

- (1) 発表の日は、令和9年（2027年）3月12日（金）とする。
- (2) 受検番号で発表する。各高等学校における掲示の発表は行わず、特設Webページで発表する。詳細については、別途通知するとともに県教育委員会のホームページに掲載する。

11 後期（一般）選抜の追検査

(1) 資格

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜に出願し、病気その他やむを得ない事情により、後期（一般）選抜の学力検査を受検することができなかった者で、その理由が出身中学校長によって証明された者。

(2) 受検できる高等学校及び学科等

受検できる高等学校及び学科・コースは、後期（一般）選抜に出願した高等学校の同一の課程の同一の学科・コースとする。

(3) 入学者選抜の方法

※ IV後期（一般）選抜4を参照のこと。ただし、(5)は除く。

(4) 募集人員

若干名

（本検査においてすでに募集定員を満たしている場合、本検査の受検者とは別に募集定員を超えて入学を許可することができる。）

(5) 申請期間及び手続等

希望者は、令和9年（2027年）3月4日（木）から3月9日（火）までの間、出身中学校長を経由して、出願先の高等学校長に、追検査受検願（様式16）を紙媒体で提出すること。受付時間は、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。出願先の高等学校長は、出身中学校長へ3月10日（水）午後4時までに追検査承認の可否を伝えること。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに追検査承認の可否を伝えること。なお、出願先の高等学校長から追検査の受検が承認された者（以下、「対象者」という。）のみ追検査を受検することができる。

(6) 選抜

ア 学力検査

(7) 学力検査日時

令和9年（2027年）3月12日（金）、午前9時30分から実施する。

(8) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(9) 検査の実施

a 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

b 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(10) 学力検査問題

a 検査教科、検査時間及び配点

- (a) 検査教科は、国語、数学及び英語の3教科とする。なお、英語の検査においてリスニングテストは実施しない。
- (b) 検査時間は、各教科とも50分とする。
- (c) 配点は、各教科とも50点とする。
- (d) 対象者のうち、海外帰国生徒等の特別措置を承認されている者については、国語、数学及び英語のうち、承認された教科での実施とする。

b 学力検査問題の作成及び検査の実施

学力検査は、問題を県教育委員会が作成し、実施する。

c 学力検査時間割

3月12日（金）※ 集合時刻は9：00とする。

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第1時限	国語	9：30	10：20	50
休憩				
第2時限	数学	10：40	11：30	50
休憩				
第3時限	英語	11：50	12：40	50

(d) 選抜の手順

各高等学校長は学力検査の結果を「(3) 入学者選抜の方法」に定める資料の一つとして選抜基準を定め、選抜を行う。なお、面接は実施しない。

(e) 受検者の携帯品

本検査に準じる。

イ 作文

- (ア) 対象者のうち、定時制課程において出願時に成人特別措置を希望した者は、作文を当該高等学校において令和9年（2027年）3月12日（金）に実施する。
- (イ) 対象者のうち、海外帰国生徒等の特別措置を承認されている者への作文は実施しない。
- (ウ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。
- (エ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等については十分検討するものとする。

ウ 実技検査

実技検査を実施する場合は、令和9年（2027年）3月12日（金）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。

(7) 合格者の発表等

ア 発表の日は、令和9年（2027年）3月16日（火）とする。

イ 追検査を実施した高等学校の校長は、選抜結果について、郵送で令和9年（2027年）3月16日（火）に、対象者に通知（様式17）するとともに、出身中学校長に通知（様式18）し、発表に代える。

ただし、選抜結果の通知書は、出身中学校長又はその代理者に手交することができる。

V 二 次 募 集

〈全日制課程〉

1 実施学科等

合格者数（中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、併設する中学校からの入学予定者数を含む。）が募集定員に満たない学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。ただし、国際バカロレアディプロマ・プログラムを行う学科・コースを除く。

2 出願資格

二次募集を出願することができる者は、令和9年度（2027年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査（以下、「学力検査」という。）を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、後期（一般）選抜で受検した高等学校の同一課程の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

3 募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜、後期（一般）選抜の合格者数を減じた数とする。なお、中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数、国際バカロレアに係る入学者選抜の合格者数及び後期（一般）選抜の合格者数を減じた数とする。

4 出願期間（「インターネット出願システム入力等の日程」も参照のこと。）

出願期間は、令和9年（2027年）3月15日（月）から3月17日（水）午後4時までとする。

志願者が出願サイトへの所定事項の入力及び入学者選抜手数料の支払いを行い、出身中学校長が、中学校等専用サイトを通じ、承認を行った時点で「出願」とみなす。

5 出願手続等（詳細については、別途「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。）

※ 「インターネット出願の手引き」等は熊本県教育委員会及び各高等学校のホームページに掲載する。

(1) 出願の手続は、次のとおりとする。

ア 二次募集の志願者は、出願サイトを通じて所定事項の入力及び入学者選抜手数料（2,200円）の納付等を行い、入学願(二次募集)(様式19)を、出身中学校長を経て志願先の高等学校長に提出する。

イ 出身中学校長は、当該志願者が学力検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願（様式21）を紙媒体で提出する。提出については出願期間の毎日午前9時から午後4時までとする。なお、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が学力検査を受検した公立高等学校の校長宛て

に後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願を３月１７日（水）までの消印となるように投函するとともに、３月１７日（水）午後４時までに、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

ウ 志願先の高等学校長は、アで提出された入学願等を受理した場合は、出願サイトを通じて二次募集受付票（様式２０）を交付する。

(2) 出願は、１校１学科・コース限りとする。

6 選抜

(1) 入学者の選抜は、調査書、学力検査の結果等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

(2) 二次募集を実施する高等学校長は、出願者に対して、令和９年（２０２７年）３月１８日（木）午後１時以降に、当該の高等学校でⅣ後期（一般）選抜Ⅸの(2)のイ、ウに準じて面接、実技検査等を実施することができる。

なお、出願者は面接、実技検査等の有無について二次募集受付票で確認をするとともに、面接、実技検査等が実施される場合は、二次募集受付票（令和９年（２０２７年）３月１７日（水）午後４時３０分以降に出願サイトを通じて印刷する。）を持参すること。

(3) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

7 選抜結果の通知等（詳細については、別途「インターネット出願の手引き」等を参照のこと。）

二次募集を実施した高等学校の校長は、選抜結果について、令和９年（２０２７年）３月２３日（火）に、出願サイトを通じて出願者に通知するとともに、中学校等専用サイトを通じて出身中学校長に通知する。

〈定時制課程〉

1 実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願資格

二次募集を出願することができる者は、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、後期（一般）選抜で受検した高等学校の同一課程の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

3 出願手続等

出願は、1校1学科・コース限りとする。

4 実施要項

実施要項は当該高等学校長が定める。

なお、後期（一般）選抜の追検査受検者の受検について、全日制課程と同様に、二次募集の受検が可能となるようにするものとする。

Ⅵ 県外からの出願及び県外への出願の手続

1 県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する場合

- (1) 県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する者は、前期（特色）選抜においては、この要項のⅠ前期（特色）選抜 7 の(2)に示した必要書類等、国際バカロレアに係る入学者選抜においては、この要項のⅢ国際バカロレアに係る入学者選抜 7 の(2)に示した必要書類等、後期（一般）選抜においては、この要項のⅣ後期（一般）選抜 8 の(2)に示した必要書類等を出願先の高等学校長に提出すること。
- (2) 当該中学校長は、成績一覧表（様式 6）については当該教育事務所長等の証明が不要なため、県教育委員会ホームページに掲載する県外中学校出身者用の様式を使用すること。熊本県教育委員会（熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛て）及び出願先の高等学校長に各 1 部を前期（特色）選抜及び国際バカロレアに係る入学者選抜においては令和 9 年（2027 年）1 月 20 日（水）から 1 月 25 日（月）までに、後期（一般）選抜においては令和 9 年（2027 年）2 月 24 日（水）から 2 月 26 日（金）までに提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
- (3) 出願に当たっての必要な書類は、志願先の高等学校長に請求すること。

2 熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合

県外公立高等学校に出願する者で、出願しようとする公立高等学校所在の都道府県教育委員会等が要求する提出書類の中に、熊本県教育委員会の証明等を必要とする書類がある場合には、必要とする部数より 1 部多い部数を、必要とする日の少なくとも 10 日前までに熊本県教育委員会に提出しなければならない。

VII 障がい等がある受検者への配慮事項

1 手続の方法等

- (1) 出身中学校長は、障がい等があるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに出願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、障がい等があるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 具体的な配慮

検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など。

その他、必要に応じて個別に対応する。

Ⅷ 海外帰国生徒等の取扱い

1 海外帰国生徒等への配慮事項

- (1) 出身中学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに出願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 後期（一般）選抜における海外帰国生徒等の特別措置

(1) 資格

次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

ア 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校（義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。）４年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校（義務教育学校、特別支援学校小学部及び中学部、中等教育学校前期課程を含む。）に編入学できなかった者で、令和３年（２０２１年）４月１日以降に帰国した者

イ 外国人生徒で、原則として、入国後小学校（義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。）４年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校（義務教育学校、特別支援学校小学部及び中学部、中等教育学校前期課程を含む。）に編入学できなかった者で、令和３年（２０２１年）４月１日以降に入国した者

ウ 海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設（日本人学校等）以外の学校に引き続き１年以上在学し、かつ、令和６年（２０２４年）４月１日以降に帰国した者

(2) 特別措置の内容

ア ５教科（国語、社会、数学、理科、英語）の中から志願者があらかじめ選択した３教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。

イ 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、８００字、５０分で実施する。

- (3) 海外帰国生徒等の特別措置は、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、入学を許可し得る数は、各高等学校の募集人員枠内で若干名とする。

(4) 出願手続等

ア 出身中学校長は、(1)のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検が必要と認められる者が受検を希望する場合には、すみやかに出願先の高等学校長に連絡すること。

イ この特別措置の適用を受けようとする者は、出身中学校長を経由して、海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式２３）を入学願とともに出願先の高等学校長に提出すること。

ウ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、県教育委員会の承認を受けて、特別措置を実施するものとする。

Ⅸ 郵送による個人情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。

1 提供する個人情報

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 提供を希望できる者

上記1の学力検査の出願者本人

3 提供する期日等

令和9年（2027年）3月24日（水）から3月26日（金）までの間に、各高等学校から本人宛て簡易書留にて発送する。

4 提供を希望する際の手続等

個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願（様式24）及び返信用封筒（長形3号）を、令和9年（2027年）2月24日（水）から2月26日（金）までに出願先の高等学校長に提出すること。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。なお、返信用封筒には、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用切手460円分（郵送料110円分及び簡易書留の料金350円分）を貼ること。

5 留意事項

- (1) 提供希望願（様式24）の用紙は、出身中学校において作成すること。
- (2) 出身中学校長は、入学願及び提供希望願により、提供の希望の有無を確認すること。
さらに、返信用封筒の宛名が出願者本人であり、宛先が出願者本人の住所であることを入学願により確認すること。また、切手の貼付の有無も確認すること。

X そ の 他

1 入学者選抜事務処理要項

入学者選抜事務処理要項は別に定め、各高等学校長に通知する。

2 高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項

高等学校通信制課程及び専攻科については、当該高等学校長は、県教育委員会の承認を受けて、この要項に準じた入学者選抜要項を定めるものとする。

3 中高一貫教育（併設型）に係る当該併設型高等学校への入学について

県立中学校第3学年の課程を修了後、引き続き当該併設型高等学校への入学を志願する者に対しては、選抜を行わない。ただし、他の高等学校等へ出願した場合は、この限りではない。

4 今後の変更等について

今後、変更等が必要となった場合は、関係機関をとおして県内の各中学校長に別途通知するとともに、県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>）で周知する。

様式 1-(1)

受 付 番 号				学 区 内 外	
入 学 願 (前期 (特色) 選 抜)					
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いします。 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様					
志 願 者	ふりがな		保 護 者	氏 名	
	氏 名				
	生年月日	年 月 日		都道府県	市郡
	生活の本拠	都道府県 市郡		生活の本拠	
学 歴 及 び 職 歴					
年 月 日		小学校第 6 学年卒業			
年 月 日		中学校第 1 学年入学			
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 また、「令和 9 年度（2027 年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項」の「Ⅰ 前期（特色）選抜」の「3 出願資格」の要件を満たしていることを確認します。 学 校 名 校長氏名 職 印					

記入上の注意

- 「学区内・外」欄等は、該当するものを○で囲むこと。
- 「志願者」の「氏名」欄は、必ず本人が記入すること。
- 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- 「保護者」の「生活の本拠」欄は、番地等の記入は要しない。
- 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、中学校長は出願先の高等学校長に説明をすること。
- 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。

様式 1 - (2)

受 番	付 号					内 外
入 学 願 (中高一貫教育 (連携型) に係る入学者選抜)						
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様						
志 願 者	ふりがな			保 護 者	氏 名	
	氏 名					
	生年月日	年 月 日			都道 府県	市 郡
	生 活 の 本 拠	都道 府県 市郡			生 活 の 本 拠	
学 歴 及 び 職 歴						
年 月 日			小学校第 6 学年卒業			
年 月 日			中学校第 1 学年入学			
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 学 校 名 校長氏名 職 印						

- 記入上の注意
- 「学区内・外」欄等は、該当するものを○で囲むこと。
 - 「志願者」の「氏名」欄は、必ず本人が記入すること。
 - 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
 - 「保護者」の「生活の本拠」欄は、番地等の記入は要しない。
 - 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、中学校長は出願先の高等学校長に説明をすること。
 - 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。

様式 1-(3)

受 付 番 号				学 区 内 外
入 学 願 (国際バカロレアに係る入学者選抜)				
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様				
志 願 者	ふりがな		保 護 者	氏 名
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	生活の本拠	都道府県 市郡		
学 歴 及 び 職 歴				
年 月 日		小学校第 6 学年卒業		
年 月 日		中学校第 1 学年入学		
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 また、「令和 9 年度（2027 年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項」の「Ⅲ 国際バカロレアに係る入学者選抜」の「3 出願資格」の要件を満たしていることを確認します。 学 校 名 校長氏名 職 印				

記入上の注意

- 「学区内・外」欄等は、該当するものを○で囲むこと。
- 「志願者」の「氏名」欄は、必ず本人が記入すること。
- 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- 「保護者」の「生活の本拠」欄は、番地等の記入は要しない。
- 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、中学校長は出願先の高等学校長に説明をすること。
- 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。

様式 2

受 番	付 号		郵送による個人 情報提供の希望	す る し ない	学 区	内 外
入 学 願 (後 期 (一 般) 選 抜)						
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 年 月 日 熊本県立 高等学校長 様						
志 願 者	ふりがな		保 護 者	氏 名		
	氏 名					
	生年月日	年 月 日		都道 府県	市 郡	
	生 活 の 本 拠					
学 歴 及 び 職 歴						
年 月 日			小学校第 6 学年卒業			
年 月 日			中学校第 1 学年入学			
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。 学 校 名 校長氏名 職 印						

- 記入上の注意
- 「学区内・外」欄等は、該当するものを○で囲むこと。
 - 「志願者」の「氏名」欄は、必ず本人が記入すること。
 - 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
 - 「保護者」の「生活の本拠」欄は、番地等の記入は要しない。
 - 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、中学校長は出願先の高等学校長に説明をすること。
 - 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。

様式 3

受 検 票	
前期 ・ 中高一貫 ・ 国際 ・ 後期 (特色) (連携型) バカロレア (一般)	
受検番号	
学科・コース	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
出身中学校	学校名
卒業年月	年 月 卒業見込み
検 査 場	

(注)

- 1 上段には、選抜名「前期（特色）選抜、後期（一般）選抜」等が表示される。
- 2 「学科・コース」欄に、第1志望の学科・コース名が表示される。
- 3 この受検票は、受検者本人であることを証明するものとなるので、大切に保管すること。

[熊本県教育委員会]

様式 4

写 真 票
前期 ・ 中高一貫 ・ 国際 ・ 後期 (特色) (連携型) バカロレア (一般)
(写 真) たて 5.0cm × よこ 3.5cm
受 検 番 号
フ リ ガ ナ 氏 名
出身中学校

(注)

- 1 上段には、選抜名「前期（特色）選抜、後期（一般）選抜」等が表示される。
- 2 写真は、令和8年（2026年）9月以降に撮影したもので、脱帽、正面、上半身のものとする。
- 3 顔写真データは、「インターネット出願の手引き」等に従って登録すること。

[熊本県教育委員会]

様式5

調 査 書(表)

〔熊本県教育委員会〕

※入学願の受付番号	ふりがな 氏 名	性別
	()	
	平成 年 月 日生	
成績一覧表番号	卒業・卒業見込み 年月日	
	令和 年 月 日 卒業見込み (卒業)	

編入学、転入学、転学・退学等の記録

観 点 別 学 習 状 況					
教 科	観 点	学 年	1年	2年	3年
国 語	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
社 会	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
数 学	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
理 科	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
音 楽	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
美 術	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
保健 体育	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
技術 ・ 家庭	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				
外国語 (英語)	知識・技能				
	思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度				

各 教 科 の 学 習 の 記 録				
教 科	学 年	1年	2年	3年
国 語				
社 会				
数 学				
理 科				
音 楽				
美 術				
保健体育				
技術・家庭				
外国語(英語)				
選 択 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保健体育			
	技術・家庭			
	外国語(英語)			

調 査 書(裏)

〔熊本県教育委員会〕

※入学願の受付番号	氏 名

総合的な学習の時間の記録
(注) 学習活動、評価等を記入のこと。

特別活動の記録
(注) 在学中の主な事実や活動状況について記入のこと。

行 動 の 記 録
(注) 全体的にとらえた生徒の特徴について記入のこと。

総合所見及び指導上参考となる諸事項
(注) 生徒の特技や趣味、奉仕活動等について記入のこと。

健 康 の 記 録
(注) 指導上、受検上配慮すべき事項について記入のこと。

本書の記載事項には誤りのないことを証明する。

令和 年 月 日

学校所在地

学校名

校長氏名

職印

記載者職氏名

印

《調査書の記入上の注意》

- ※ 出身中学校長は、調査書委員会を設け、記載内容を生徒指導要録と照合のうえ審査を行い、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- ※ 調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
- ※ 出身中学校長は、調査書を、前期（特色）選抜・中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜・国際バカロレアに係る入学者選抜においては、令和9年（2027年）1月20日（水）から1月25日（月）正午までに、後期（一般）選抜においては、令和9年（2027年）2月24日（水）から2月26日（金）正午までに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。
- ※ 何らかの事情で、評定を出すことができない場合は、その評定の部分を空欄とし、その旨を総合所見及び指導上参考となる諸事項欄に記述すること。

1 「編入学、転入学、転学・退学等の記録」の欄

該当するものがない場合は、斜線を引くこと。

2 「観点別学習状況」の欄

- (1) 観点ごとに、評価が「A」の場合のみ○印を記入し、それ以外は空欄とすること。
- (2) 第3学年在校生については令和8年（2026年）12月31日までの評価を記入すること。

3 「各教科の学習の記録」の欄

- (1) 各学年の欄には、生徒指導要録に基づいた評定（第3学年在校生は令和8年（2026年）12月31日までの評定）を記入すること。
- (2) 「選択教科」で、年間の中で前期、後期で異なる教科（コースを含む。）を履修した場合は、それぞれ記入すること。その際、前期、後期の区別を付ける必要はない。なお、履修しなかった教科は、空欄とすること。

4 「特別活動の記録」の欄

記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。

5 「健康の記録」の欄

中学校で指導上特に配慮した事項、受検上配慮すべき事項など、特記事項があれば記入すること。特記事項がない場合は、「特記事項なし」と記入すること。

6 その他

- (1) 様式は一切変更しないこと。
- (2) 氏名は、生徒指導要録の記載と同一であれば、ゴム印でも認める。
- (3) 誤記を訂正する場合は、二本線で消し、その上から記載者の訂正印を押して、正しく書き直すこと。
- (4) 複写したものに校長の職印及び記載者の印を押印することで、調査書とすることができる。
- (5) 「※ 入学願の受付番号」の欄には、記入しないこと。

表 覽 一 績 成

令和 年 月 日 (

[illegible][illegible][illegible][illegible]

証明者 職 氏名

《成績一覧表についての留意点》

- 1 第3学年に在籍するすべての生徒（特別支援学級の生徒も含む。）について、個人ごとに、第1学年から第3学年までの各教科の評定を入力すること。
なお、県外からの出願の場合、出願者本人のもののみでよい。
- 2 何らかの事情で、評定を出すことができない場合は、その評定の部分を空欄とし、その旨を下の備考欄に記述すること。
- 3 「3 備考」の番号及び氏名は、「1 各学年の評定等」の番号及び氏名と一致すること。
- 4 氏名の文字で、入力できない漢字については、その文字を入力せず、出力したものに手書きすること。
- 5 様式は一切変更しないこと。（入力しないページがあっても、様式どおりにしておくこと。）
- 6 (1) 教育事務所等に提出する成績一覧表は、「1 各学年の評定等」の欄は、入力したページのみ、「2 教科別5段階評定の人数及び割合」及び「3 備考」の欄は、必ず印刷すること。
(2) 用紙は、A4判横置きで片面印刷すること。
(3) プリントアウトした成績一覧表1部を原本として中学校で保管し、教育事務所等には、原本を複写したものに校長の職印を押印し、提出すること。
- 7 全日制課程、定時制課程のある高等学校に対しては、志願者がある場合には、それぞれに送付すること。

前期（特色）選抜の選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

高等学校名

校長氏名



令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の前期（特色）選抜に当たり、貴校から本校に
願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格内定者

学科・コース	受検番号	氏 名

不合格者

学科・コース	受検番号	氏 名

前期（特色）選抜の合格内定通知書

受検番号

出身学校

氏 名

あなたは、令和 年度熊本県立
されましたが、選抜の結果、

高等学校の前期（特色）選抜を志願

科
に合格が内定しましたので通知します。
コース

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職 印

中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の
選抜結果通知書

令和 年 月 日

中学校長 様

高等学校名

校長氏名



令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜に当
たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格内定者

受検番号	氏 名

不合格者

受検番号	氏 名

中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の 合格内定通知書

受 検 番 号

出身中学校

氏 名

あなたは、令和 年度熊本県立 高等学校の中高一貫教育（連携型）
に係る入学者選抜を志願されましたが、選抜の結果、合格が内定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

国際バカロレアに係る入学者選抜の
選抜結果通知書

令和 年 月 日

中学校長 様

高等学校名

校長氏名



令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の国際バカロレアに係る入学者選抜に当たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格内定者

受検番号	氏 名

不合格者

受検番号	氏 名

国際バカロレアに係る入学者選抜の 合格内定通知書

受 検 番 号

出身中学校

氏 名

あなたは、令和 年度熊本県立 高等学校の国際バカロレアに係る入
学者選抜を志願されましたが、選抜の結果、合格が内定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

定時制課程における成人特別措置申請書

令和 年 月 日

熊本県立 高等学校長 様

ふりがな

本人氏名

年 月 日生

令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項の「Ⅳ 後期（一般）選抜の4の(3)」により、
定時制課程における成人特別措置の適用を申請します。

(注) 「※ 受検番号」の欄には、記入しないこと。

令和 年 月 日

課 程	全日制 ・ 定時制	受検 番号	
学 科	第 1 志望 科 コース	出 願 者	フリガナ 氏 名 年 月 日 生
	第 2 志望 科 コース		
	第 3 志望 科 コース		
	第 4 志望 科 コース		
	第 5 志望 科 コース		

記

学 校	高等学校	学 科	第 1 志望	科 コース
			第 2 志望	科 コース
第 3 志望	科 コース			
第 4 志望	科 コース			
第 5 志望	科 コース			
課 程	全日制 ・ 定時制			

出願者氏名	
保護者氏名	

中学校長 証 明 欄	上記の出願変更は適当であると認めます。		
	令和	年	月 日
	中学校長		氏名
			職印

- 49 —

出 願 変 更 願 (乙)

令和 年 月 日

高等学校長 様

学 校	高等学校	受検 番号	
課 程	全日制 ・ 定時制	出 願 者	フリガナ 氏 名 年 月 日 生
学 科	第 1 志望 科 コース		
	第 2 志望 科 コース		
	第 3 志望 科 コース		
	第 4 志望 科 コース		
	第 5 志望 科 コース		

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学 校	高等学校	学 科	第 1 志望 科 コース
			第 2 志望 科 コース
			第 3 志望 科 コース
			第 4 志望 科 コース
			第 5 志望 科 コース
課 程	全日制 ・ 定時制		

出願者氏名

保護者氏名

中学校長 証 明 欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 令和 年 月 日 中学校長 氏名 職印
高等学校長 証 明 欄	上記出願者の「出願変更願（甲）」を受理したことを証明します。 令和 年 月 日 高等学校長 氏名 職印

- (注) 1 あて先は、最初に出願した高等学校名を記入すること。
 2 「全日制・定時制」等は、該当するものを○で囲むこと。
 3 出願者が成人のときは、保護者氏名の記入は要しない。
 4 熊本県立高等学校において、学区内・学区外の確認が必要なコースを除く普通科以外の学科・コースに出願する者については、保護者氏名の記入は要しない。
 5 ※印の欄は、記入しないこと。

後期（一般）選抜の追検査 受 検 願

高等学校長 様 令和 年 月 日

入学志願者氏名 _____
(本検査受検番号 _____)

保護者氏名 _____

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜に出願しましたが、下記の理由により、追検査を受検させていただくようお願いします。

記

理 由	
--------	--

中学校長 証 明 欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 中学校長 氏名 職印
-------------------	---

(注)

- 1 入学志願者が成人のときは、保護者氏名の記入は要しない。
- 2 理由を証明する書類（医師の診断書等）を添付すること。
- 3 「理由」欄は、受検できなかった理由を具体的に書くこと。

追 検 査 選 抜 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

受 検 番 号

氏 名 様

熊 本 県 立 高 等 学 校 長

氏 名

職 印

あなたは令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選
抜の追検査において、本校 科 コースに
となりましたので、お知らせします。

後期（一般）選抜の追検査 選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

高等学校名

校長氏名

職 印

令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜の追検査に当たり、貴校から
本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

学科・コース	受検番号	氏 名

不合格者

学科・コース	受検番号	氏 名

様式 19

受 付 番 号		学 区 内 外	
入 学 願 (二次募集)			
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 なお、私は二次募集の出願資格を満たしています。			
志 願 学 科・コ ー ス			
年 月 日 熊本県立 高等学校長 様			
志 願 者	ふりがな 氏 名	保 護 者	氏 名
	生年月日		年 月 日
	生 活 の 本 拠		都道 市 府県 郡
学 歴 及 び 職 歴			
年 月 日		小学校第 6 学年卒業	
年 月 日		中学校第 1 学年入学	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
後期（一般）選抜 受検高校	高等学校		後期（一般）選抜 受検番号
後期（一般）選抜で受検した 第一志望の課程及び学科・コース	全日制 定時制	課 程	科 コース
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校を志願していないことを証明します。			
学校名		校長氏名	職印

- (注) 1 「学区内・外」欄等は、該当するものを○で囲むこと。
 2 「志願者」の「氏名」欄は、必ず本人が記入すること。
 3 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
 4 「保護者」の「生活の本拠」欄は、番地等の記入は要しない。
 5 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。
 なお、中学校長は出願先の高等学校長に説明をすること。
 6 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。
 7 面接等の有無については、二次募集受付票で確認すること。

二次募集受付票

受付番号	
フリガナ 氏 名	
生年月日	年 月 日
出身中学校	
面接の有無	有 [日時]] [場所]] 無
実技検査 の有無	有 [日時]] [場所]] 無
その他の検査 の有無	有 [日時]] [場所]] [内容]] 無

令和 年 月 日

熊本県立 高等学校長

氏 名

職印

(注) 面接等が実施される場合は、本票を持参すること。

後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願
（全日制課程二次募集用）

令和 年 月 日

熊本県立 高等学校長 様

出身中学校名

校 長 氏 名

職印

下記の者が、令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程の二次募集に出願しますので、本人の後期（一般）選抜学力検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の高等学校長宛て送付くださるようお願いいたします。

記

受 検 番 号		
受 検 者 氏 名		
二 次 募 集	出 願 高 等 学 校 名	
	出 願 学 科 ・ コ ー ス 名	

県外公立高等学校入学志願についての証明書

志 願 者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	出身中学校	立 中学校	年 月 卒業・卒業見込み	
	生活の本拠			
保 護 者	氏 名			
	生活の本拠			
出願先高等学校名		県・市立	高等学校	全日制・定時制
志願の理由（具体的に） 				
この記載事項に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 都道府県 市区町村立 中学校長 氏名 職印				

記入上の注意

- 1 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- 2 「保護者」の「生活の本拠」欄は、番地等の記入は要しない。

海外帰国生徒等の特別措置適用申請書
(後期 (一般) 選抜)

高等学校長 様
令和 年 月 日

入学志願者氏名

年 月 日生

保護者氏名

下記により、令和 年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期 (一般) 選抜において、海外帰国生徒等の特別措置の適用をお願いします。

記

対象者の区分		1 中国等帰国生徒		2 外国人生徒		3 海外帰国生徒	
海外在留地名							
在 留 期 間		年 月 日 ~		年 月 日			
学 校 教 育 歴	学 校 名	所在地(国・都市名)	在学学年	在 学 期 間			
			年 ~ 年	年 月 日 ~ 年 月 日			
希望する学力検査		国語 社会 数学 理科 英語					
そ の 他	(特に参考となることがあれば記入してください。)						

中学校長 証 明 欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 中学校長 氏名 職印
---------------	---

(注) 1 入学志願者が成人のときは、保護者氏名の記入は要しない。
2 「対象者の区分」は、該当するものを○で囲むこと。
3 「希望する学力検査」は、該当するものを3つ、○で囲むこと。
4 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明に代えて、住民票の写し等の他の証明資料を提出すること。
5 ※印の欄は、記入しないこと。

郵送による個人情報の提供希望願

このことについて、下記のとおり郵送による情報提供を希望します。

令和 年 月 日

高等学校長 様

記

1 受検者

受検番号	出身中学校	氏 名
※		

2 送付先

郵便番号	住 所

記入上の注意

太枠の部分を本人が記入すること。

※「受検番号」の欄は、記入しないこと。

※ 高等学校記入欄（点検用）

※	※	※	※
---	---	---	---

（※この欄は、記入しないこと。）

○熊本県立高等学校の通学区域に関する規則

昭和39年9月29日

教育委員会規則第15号

最終改正 令和4年7月22日教育委員会規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、熊本県立高等学校の通学区域に関する事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 熊本県立高等学校の全日制の課程の普通科（次項第4号及び第5号を除く。）の通学区域は、別表のとおりとする。

2 熊本県立高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの通学区域は県下全域とする。

- (1) 全日制の課程の専門教育を主とする学科
- (2) 定時制の課程
- (3) 総合学科
- (4) 湧心館高等学校の全日制の課程の普通科
- (5) 普通科のコース

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる学科及びコースの通学区域は、別表に規定する当該学科又はコースを置く熊本県立高等学校の全日制の課程の普通科の通学区域と同一の区域とする。

- (1) 大津高等学校の全日制の課程の理数科
- (2) 上天草高等学校の全日制の課程の普通科のコース

4 併設型中学校から当該併設型高等学校への入学者の通学区域は、県下全域とする。

第3条 通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。

第4条 第2条の規定にかかわらず、必要がある場合には、特例を設けることができる。

附 則（令和4年7月22日教育委員会規則第7号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正前の別表に規定する岱志高等学校及び高森高等学校の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、存続するものとする。

別表

学区名	高等学校名	通 学 区 域	
		地 域 名	備 考
県 央 学 区	済々黌高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校 御船高等学校 甲佐高等学校 宇土高等学校 矢部高等学校	熊本市 合志市 宇土市 宇城市 上益城郡 下益城郡 菊池郡菊陽町	済々黌高等学校には、菊池市のうち旧泗水町を加える。 第二高等学校には、阿蘇郡西原村を加える。 東稜高等学校には、阿蘇郡西原村を加える。 宇土高等学校には、上天草市のうち旧大矢野町を加える。
県 北 学 区	玉名高等学校 鹿本高等学校 大津高等学校 阿蘇中央高等学校 小国高等学校	荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 玉名郡 阿蘇郡 菊池郡大津町	玉名高等学校には、熊本市のうち旧植木町を加える。 鹿本高等学校には、熊本市のうち旧植木町を加える。 大津高等学校には、熊本市のうち旧植木町、合志市及び菊池郡菊陽町を加える。
県 南 学 区	八代高等学校 八代清流高等学校 水俣高等学校 人吉高等学校 人吉高等学校五木分校 球磨中央高等学校 天草高等学校 天草高等学校倉岳校 上天草高等学校 天草拓心高等学校	八代市 水俣市 人吉市 天草市 上天草市 葦北郡 球磨郡 八代郡 天草郡	上天草高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。

熊本県立高等学校入学者選抜に関する問合せ先

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課

Tel (096) 333-2685

Fax (096) 384-1563

- ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は、業務を行っておりません。
- ※ 熊本県教育委員会では、ホームページを開設して、高校入試に関する情報を提供しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>



発 行 者：熊本県
所 属：高校教育課
発 行 年 度：令和8年度
(2026年度)